

企業会計ナビ ダイジェスト

関連当事者の範囲

企業会計ナビチーム 公認会計士 久保慎悟



▶ Shingo Kubo

監査部門に所属し、食品業の会計監査に携わる傍ら、企業研修、書籍執筆等のナレッジに特化した業務に従事している。

企業会計ナビチームでは当法人のウェブサイト、会計・税務に関するさまざまなナレッジを発信しています。

本シリーズでは、企業会計ナビチームが発信しているナレッジのうち、アクセス数の多いトピックスを取り上げ、紹介しています。

今回は「解説シリーズ『関連当事者』第2回：関連当事者の範囲」の一部を紹介します。

I 関連当事者とは

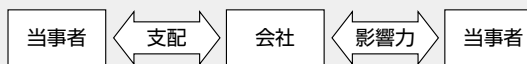
会社（連結財務諸表においては連結会社）と関連当事者の重要な取引については、一定の事項を開示することが求められています（関連当事者の開示に関する会計基準（以下、会計基準）第6項）。ここでいう関連当事者とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、または、他の当事者の財務上および業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者等をいい、以下に掲げる者をいいます（会計基準第5項(3)）。

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
- ④ 財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（その他の関係会社）並びにその親会社及び子会社
- ⑤ 関連会社及び当該関連会社の子会社
- ⑥ 財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
- ⑦ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者
- ⑧ 親会社の役員及びその近親者
- ⑨ 重要な子会社の役員及びその近親者

- ⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ⑪ 従業員のための企業年金（企業年金と会社との間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）

会社から見て、関連当事者とは、支配している者、されている者、または影響力を与えている者、受けている者のいずれかであるともいえます。（<図1>参照）

▶ 図1 関連当事者の概念



①から⑤および⑩に掲げる「会社」には、会社だけでなく、指定法人、組合その他これらに準ずる事業体が含まれます。ここで使われている用語の定義と留意すべき事項は以下のとおりです。

1. 親会社

他の会社等の財務および営業または事業の方針を決定する機関を支配している会社等をいい、子会社とは当該他の会社等をいいます（財務諸表等規則第8条第3項）。同一の親会社をもつ会社とは、いわゆる兄弟会社のことです。また、子会社には「子会社の子会社」、親会社には「親会社の親会社」も含まれることに留意が必要です。従って、例えば兄弟会社の子会社や親会社の親会社の子会社なども、③として関連当事者の範囲に含まれます。

2. 関連会社

会社等および当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に

対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいいます（財務諸表等規則第8条第5項）。

3. 主要株主

保有態様を勘案した上で、自己または他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有している株主をいいます（会計基準第5項(6)）。関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（以下、適用指針）第3項では、以下の場合、その保有態様から、主要株主には該当しないとしています。

- ▶ 信託業を営む者が信託財産として株式を保有している場合
- ▶ 証券業を営む者が引受けまたは売出しを行う業務により株式を保有している場合
- ▶ 証券金融会社がその業務として株式を保有している場合

4. 役員

取締役、会計参与、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます（会計基準第5項(7)）。これらに準ずる者として、例えば、相談役、顧問、執行役員その他これらに類する者であって、その会社内における地位や職務等からみて実質的に会社の経営に強い影響を及ぼしていると認められる者をいい、創業者等で役員を退任した者についても、役員定義に該当するかどうかを実質的に判定します（適用指針第4項）。退任後間もない役員については、その判定に際し、特に慎重な対応が求められると考えられています（適用指針第23項）。

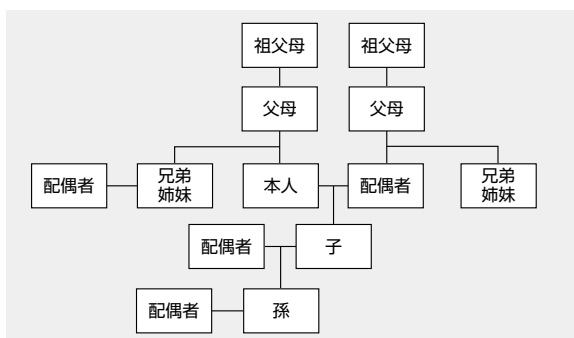
なお、子会社の役員は、一律に関連当事者の範囲に含めるのではなく、子会社の役員の中でも重要な役員についてのみ、関連当事者とされます。例えば、企業グループの中核となる事業活動を子会社に委ねている場合には、当該子会社の役員のうち、業務を指示・統制する役員は企業グループの事業運営に強い影響を持つものと考えられ、関連当事者に該当すると考えられます（会計基準第21項）。

5. 近親者

⑥から⑨での近親者とは、二親等以内の親族、すなわち、配偶者、父母、兄弟、姉妹、祖父母、子、孫および配偶者の父母、兄弟、姉妹、祖父母ならびに兄弟、姉妹、子、孫の配偶者をいいます（会計基準第5項(8)）（<図2>参照）。⑩においては、主要株主・役員近

親者のみが議決権の過半数を自己の計算において所有している会社も対象であることに留意が必要です。

▶ 図2 近親者の範囲



6. 従業員のための企業年金

従業員のための退職給付制度が、資金を提供している会社から強い影響を受けることなどを考慮して、国際的な会計基準で関連当事者として規定されていることと歩調を合わせ、関連当事者とされています（会計基準第23項）。ただし、企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限りです。

II 関連当事者の範囲の把握

関連当事者の把握においては、自社の業務を誠実に遂行する役員、支配力が及ぶ子会社の役員のみならず、親会社の役員、個人主要株主についても近親者の把握が必要となるなど、調査が困難な状況も予想されるため、事前に十分な説明を行い、情報収集が可能となる体制を構築しておくことが必要です。具体的には、会計基準第5項(3)の⑥主要株主（個人）や⑦から⑨での役員に対して、調査票への記入を依頼し、自己の計算において議決権の過半を保有している会社、近親者および近親者が自己の計算において議決権の過半を所有している会社などについて、定期的に調査・把握する方法などが考えられます。

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、他にもさまざまな項目の解説を行っています。ご覧になりたい方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、検索してください。

▶ 企業会計ナビURL
www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting